

過労死等防止対策推進法関係政令の概要

1. 過労死等防止対策推進法の施行期日を定める政令

- 過労死等防止対策推進法の施行期日を平成26年11月1日とする。

※施行期日は、同法上、同法の公布の日（平成26年6月27日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

2. 過労死等防止対策推進協議会令

※本政令の施行期日についても、法律と同様に平成26年11月1日とする。

- 過労死等防止対策推進協議会の組織及び運営に関し、既に法律で規定されている事項のほかに必要な事項を定める。

<既に法律で規定されている事項>

- 委員の構成は、①過労死等の当事者、②労働者代表者、③使用者代表者、④過労死等に関する専門的知識を有する者の四者とし、合計20人以内の非常勤の委員により組織すること。

<本政令で定める事項（主なもの）>

- 委員の任期は、2年とすること。
- 委員のうち、労使の代表者は、それぞれ同数とすること。
- 協議会の会長は、過労死等に関する専門的知識を有する委員のうちから選挙すること。
- 必要に応じて、専門委員を置くことができること。
- 協議会を開催して議決するためには、委員の2/3以上又は委員を構成する四者の各1/3以上の出席を必要とすること。
- その他、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めること。

政令第三百三十九号

過労死等防止対策推進法の施行期日を定める政令

内閣は、過労死等防止対策推進法（平成二十六年法律第二百号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

過労死等防止対策推進法の施行期日は、平成二十六年十一月一日とする。

政令第三百四十号

過労死等防止対策推進協議会令

内閣は、過労死等防止対策推進法（平成二十六年法律第百号）第十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（委員の任期等）

第一条　過労死等防止対策推進協議会（以下「協議会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

（会長）

第二条　協議会に会長を置き、過労死等に関する専門的知識を有する委員のうちから、委員が選挙する。

2　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、過労死等に関する専門的知識を有する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第三条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、過労死等に関する専門的知識を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(議事)

第四条 協議会は、委員の三分の一以上又は次に掲げる委員の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

一 業務における過重な負荷により脳血管疾患若しくは心臓疾患にかかった者又は業務における強い心理的負荷による精神障害を有するに至つた者及びこれらの者の家族又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓

疾患を原因として死亡した者若しくは当該精神障害を原因とする自殺により死亡した者の遺族を代表する委員

二 労働者を代表する委員

三 使用者を代表する委員

四 過労死等に関する専門的知識を有する委員

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第五条 協議会の庶務は、厚生労働省労働基準局総務課において処理する。

(協議会の運営)

第六条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この政令は、過労死等防止対策推進法の施行の日（平成二十六年十一月一日）から施行する。